

## 第73回宇部まつり 宇部マルシェ出店募集要項

### 1. 開催内容・日時・場所について

【開催日時】令和6年11月3日（日）10:30～16:00 ※雨天決行

【場 所】シンボルロード広場（宇部中央バス停周辺）

【募集件数】飲食型出店（キッチンカー含む）30小間

物販・体験型出店 30小間

【出店要件】**山口県内の事業者**で、自ら生産・加工した商品を販売、または独創的なサービスを提供される方。

（注）遊休品やリサイクル品の販売、くじ引きなど射幸心を煽る物は出店できません。

### 2. 当日スケジュール

開催日時	時間	内容
11月3日（日）	08:30	交通規制開始
	08:30～09:00	主催者による開場準備
	09:00～10:30	出店者による商品搬入、及び、開店準備
	10:30～16:00	開店
	16:00～17:00	閉店、各自清掃作業、撤収
	17:30	交通規制解除（一般車両が進入してきます）

### 3. 小間使用・出店料

飲食型出店	小間スペース 3.6m×3.6m ※テント付 ※2間×4間テントの半分を1小間とします。 出店料 <b>22,000円（税込）</b> ※基本備品として長テーブル1本とパイプ椅子2脚、コンパネ2枚を用意いたします。（道路保全のためコンパネは必ず火を使うものの下に敷くこと）		
キッチンカー出店	<b>車の全長を参加申込書にご記入ください。</b> ※テントなし、長テーブルなし、イスなし 出店料 <b>22,000円（税込）</b>		
物販・体験型出店	小間スペース 3.0m×3.0m ※テントなし ※小間の範囲内（3m×3mのリーフトントなど）であれば持参のテントを設置することは可能です。 出店料 <b>11,000円（税込）</b> ※基本備品としてテーブル1本とパイプ椅子2脚を用意いたします。		
追加備品	テーブル（横1.8m×奥行0.45m）	1本	1,540円（税込）
	パイプ椅子	1脚	550円（税込）
	発電機（2kw、コードリール1つ付）	1基	3,500円（税込）
	発電機（4kw、コードリール2つ付）	1基	5,500円（税込）
	発電機（4kw以上使用する場合）	別途請求	+1kw毎に1,100円（税込）
	消火器（粉末ABC消火器6型以上の消火器）	1本	1,100円（税込）

### 4. お申し込みに関する注意事項

（1）当出店募集要項の記載事項を必ずご確認いただき、同意の上お申し込み下さい。

- (2) お申し込みは、1社（者・団体等）につき1小間とし、仲介や斡旋、出店権利譲渡目的のお申し込みはお断りいたします。
- (3) 書類選考を行います。申込書に主力メニュー1点の特徴を明記して下さい。基準の一つとして、宇部市内にて営業されている事業者を優先させていただきます。
- (4) 地元露天商の方々の出品物と類似・競合する内容のお申し込みをお断りする場合があります。  
なお、出店可否の理由については、一切お答えできませんので予めご了承下さい。
- (5) 小間の配置は、出店内容を考慮して主催者にて決定いたします。  
※小間割りの抽選会は実施いたしません。
- (6) キッチンカー出店の方は、所轄保健所発行の「食品衛生法に係る営業許可証」の写しを必ず添付して下さい。
- (7) 食品衛生法に関する許可（「臨時出店届出書」）を必要とする品目を出店される方は、お申し込み時に別添の「出店者及び提供品目等に関する内容」、「提供品目の原材料及び調理方法」、「臨時食品営業届出書平面図」を事務局まで必ず提出して下さい。保健所への届出は、主催者が一括して行いますので、**8月30日（金）**までに必ずご提出下さい。
- (8) 酒類の販売をされる方で、缶ビール及び瓶ビールなどの容器を開封せずに容器ごと販売される方は、各自で宇部税務署にて「期限付酒類販売小売業免許」を必ず取得して下さい。
- (9) 商品等の搬入・搬出で車両を使用される場合は、お申し込み時に別添の「通行禁止道路通行許可申請書」を記入してご提出下さい。なお、使用される車両台数分の許可申請書が必要となりますので、用紙が不足の場合はコピーしてご記入の上、**8月30日（金）**までにご提出下さい。
- (10) 1小間につき使用される車両1台に限り、主催者で駐車場を用意いたします。不足分は、出店者で駐車場の確保をお願いいたします。

## 5. 出品物の販売・展示及び当日の営業について設置

- (1) 出店申込書に記載された物以外の出品はできません。なお、飲食型出店、キッチンカー出店の場合は、宇部環境保健所の指導により「使用する食材・調理方法等」の変更をお願いする場合や禁止する場合があります。
- (2) 販売・展示等において法令に抵触する商品やサービス、危険物、商標登録のあるブランド名の無断使用など顧客及び他の出店者とのトラブルや苦情のおそれのある商品等の出品や提供を禁止いたします。
- (3) 当日の営業時間は10：30～16：00となります。営業時間内の撤収は原則禁止といたしますので予めご了承下さい。
- (4) **10：30以前より販売をしてはいけません。**予約受付や整理券の配布などは行っても構いません。
- (5) **17：00時刻までに必ず撤収して下さい。**
- (6) 次に掲げる行為は禁止いたします。
  - ①音や光、また熱や煙、振動等を伴い、隣接小間に多大な迷惑のかかる販売・展示
  - ②規定小間外にはみ出での販売・展示及び粗悪品の廉価販売
  - ③不適正な大幅値引き販売
- (7) 発電機の持ち込みは禁止です。電源については、貸出のみとなります。
- (8) ガス・ガソリン・軽油・木炭・電気製品（コイルむき出しのもの）等、危険物の持ち込み・管理は法令に従い各自行ってください。
- (9) 主催者は、会場の保全・管理・秩序の維持、来場者の安全確保のため、これらに支障があると認めた販売・展示については、出店者に必要な対策をお願いいたします。ご了解いただけない場合は、販売・展示の制限や中止することがあります。

## 6. 会場の環境保全について

- (1) 出店により発生したゴミや搬入・搬出時に出た空容器等は、出店者の責任で必ず持ち帰って下さい。
- (2) 給水・排水については、会場の指定場所で行って下さい。また、排水時の固形の汚物等は、ゴミとして出店者の責任で必ず持ち帰って下さい。
- (3) これらのゴミ等を持ち帰らずに放置した場合は、主催者はこれを任意に処分し、処分費用を出店者に請求いたします。また、不正な排水により会場の汚染や汚臭が発生した場合には、主催者にて清掃作業を行い、これに要した費用を出店者に請求いたします。

- (4) **油汚れが発生する物に関しては、路上汚染に十分注意してください。焼き物・油物の下には必ずコンパネを設置してください。**規制解除後は車が通行するため、汚染は重大事故に繋がり、発生責任は出店者に帰属します。

## 7. 搬入・搬出作業及び車両使用について

- (1) 当日は、市道を交通規制の上、会場を「歩行者天国」として開催いたします。宇部警察署の指導により、規制開始時間前の搬入、規制終了時間後の搬出は禁止いたします。
- (2) 搬入・搬出作業で車両を使用される場合は、お申し込み時に「通行禁止道路通行許可申請書」を提出し、使用車両台数分の「規制区域内通行許可証」を必ず取得して下さい。
- (3) 搬入・搬出作業は、**荷物の積み下ろしを最優先**にして、作業後は速やかに車両を会場外へ移動するようお願いいたします。
- (4) 各事業者1台分の駐車場を確保しています。「駐車許可証」を発行し、配布します。
- (5) 会場への車両乗り入れの際は、歩行者及び他の出店者等に厳重な配慮をお願いいたします。
- (6) 会場内及び会場周辺では、警備員・係員の指示に従って下さい。
- (7) 主催者は、危険防止のため予告なく会場への車両乗り入れを禁止することがありますので、予めご了承下さい。

## 8. 事故防止について

- (1) 出店者は、搬入・搬出作業、販売、展示、撤去等の際に、事故発生の防止に努めて下さい。
- (2) 出店時の動力源にガス・ガソリン・軽油・木炭・電気製品（コイルむき出しのもの）等の危険物を使用する場合は、**粉末ABC消火器6型以上の消火器**が必要です。用意できない場合は貸し出しとなります。当日準備し忘れた場合も強制的に貸し出しとなります。  
当日は、宇部・山陽小野田消防局と合同で設置確認を行います。
- (3) 主催者は、出店者が行う作業を通じて必要と認めたときは、事故発生の防止のための処理を命じ、またはその作業の制限もしくは中止を求める事があります。

## 9. その他

- (1) 出品物及び持参物の管理については、出店者各自が行って下さい。天災その他不可抗力の原因により発生した事故（盗難・紛失・火災・損傷等）については、主催者はその損害、賠償の責任を負いません。
- (2) 出品物の輸送、搬入・搬出、販売、展示、撤去等に係る費用は全て出店者の負担といたします。
- (3) 出店者の過失により会場の構造物、付帯設備、備品等に破損、汚損、紛失等の損害が生じた場合は、損害賠償責任を負うものといたします。
- (4) 主催者は天災、その他不可抗力の原因により、当イベントの開催を中止することがあります。また、主催者は中止によって生じた損害は補償いたしません。
- (5) 出店申込書提出後のキャンセルはお断りいたします。
- (6) お申し込み受付後に、事務局より請求書を送付いたします。請求書に記載の支払方法と支払期日を遵守してお支払い下さい。なお、支払期日までにご入金を確認できない場合は、出店許可証及び通行許可証並びに駐車許可証等を送付いたしませんのでご注意下さい。
- (7) お支払いいただいた出店料は、事由の如何を問わずお返しすることはできませんので、予めご了承下さい。ただし、中止が決定した場合は全額返金させていただきます。
- (8) 全ての出店申込を取りまとめた後、会場図及び規制区域通行許可証等を送付いたします。なお、実施に係る注意事項及び禁止事項は、本募集要項のとおりとなりますので、十分にご確認をお願いいたします。

※出店者説明会は行いませんので、ご不明点は下記までお問い合わせ下さい。

## 10. 提出書類一覧（お申し込み前に必ずご確認ください。）

- ①宇部マルシェ参加申込書（ネット申し込みの場合は不要です）
- ②出店者及び提供品目等に関する内容（飲食出店の方は提出ください）
- ③提供品目の原材料及び調理方法（飲食出店の方は提出ください）
- ④臨時食品営業届出書平面図（飲食出店の方は提出ください）
- ⑤通行禁止道路通行許可申請書（全ての出店形式の方で搬入・搬出用に使用される車両台数分）

⑥食品衛生法に係る営業許可証（写し）（飲食出店とキッチンカー出店の方は原則ご提出ください）

※下記締切期限までに、書類の不備がある場合は、お申し込みをお断りすることがありますので  
ご注意下さい。

※ご提出いただいた情報は、宇部商工会議所で厳重に管理し、当該イベントに関する各種ご連絡及び  
アンケート調査に使用する他、宇部商工会議所が開催する各種事業のご案内に使用いたします。

申込締切期限：**令和6年8月30日（金）必着**

但し、予定小間数を超えた場合は、主催者の方で出品内容をもとに出店を決定いたします。  
抽選会等を行いません。

## 11. お申し込み・お問い合わせ

宇部まつり実行委員会 宇部商工会議所内事務局 （担当／小河原・藤井・竹中）

〒755-8558 山口県宇部市松山町一丁目16-18

TEL (0836) 31-0251 FAX (0836) 22-3355